

令和3年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年第1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年1月8日（金）
- 2 招集通知日 令和3年1月8日（金）
- 3 招集日時 令和3年1月20日（水）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室 A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（6名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	西袋	渡邊 久記	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
仁井田	影山 孝	大東	関根 隆二				

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 6名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	小池 文章
	主任主査兼農政係長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝

11 議 案

議案第 65 号 農用地利用集積計画について

議案第 66 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 51 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 52 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 53 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 54 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 (午後 1 時 4 5 分)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 11 番 松川美智夫 農業委員と 12 番 吉田 かつ子 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 2 時 2 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年1月22日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第1回総会

令和3年1月20日（水）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案65号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第169号から183番までの説明がありました。

質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第65号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第65号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第66号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した
最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第100号について影山推進委員よろしくお願いいたします。

影山推進委員 受理番号第100号について説明いたします。

1月16日に聞き取り調査を行ってきました。譲渡人と譲受人は親戚関係に
あります。申請地は以前より両者間で賃貸借を行っていましたが、今回譲渡人
は高齢で一人暮らしであるため、先々のことを考え、譲受人へ売買を打診し、
合意に至ったとのことでありました。価格も両者の話し合いで同意したもので
あり、許可上、特に問題がないと思

われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 101 号について、橋本推進委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 101 号について説明いたします。

吉田委員と調査を進めてまいりました。申請地は両者間の約束のもと譲受人が譲り受けし、20年ほど経過したところでありましたが、今後、お互いの高齢化によって、記憶が風化してしまうことや、米価の下落もあって、今回の申請に至ったとのことでありました。

地目は水田となっておりますが、水害の影響により現在は作付されておられません。近くに住む娘夫婦もおりまして、草刈りなど、農地の適正な管理は行われております。価格も両者の合意のもとに行われ、妥当と思われる。今後の景観維持の面からも問題はないかと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 102 号について、渡邊推進委員よろしくお願いいたします。

渡邊推進委員 受理番号第 102 号について説明いたします。

1月12日、小枝農業委員と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人は体力面の不安や、後継者がいないことにより今後の耕作が困難であるため、申請地の隣地で耕作している認定農業者で農業基盤経営強化促進事業者の譲受人に所有権移転を打診し、合意に至り申請書を提出したとのことでした。許可上、問題がないと思われ。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 103 号について、関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 103 号について説明いたします。

去る16日に譲受人へ関根要一農業委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人が、太陽光施設設置のため登記簿を調べたところ、前々から売買が行われ、両者間で成立している申請地が登記上、所有権移転が成されていないことが分かったため、今回に申請に至ったとのことでした。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 66 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 66 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 67 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 5 号について、村上推進委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

1 月 14 日に、秋山農業委員、鈴木農業委員と 3 人で現地調査を実施しました。申請人の現在の住宅が老朽化したため、建替えを計画しましたが、敷地が高台にあり、接道が非常に狭隘で、工事車両が入りにくく、作業が難しいことから、今後の生活を考えた結果、既存住宅の建替えを断念し、本申請に至ったとのことでありました。

申請地は農地の集団性を阻害するものではなく、排水については合併浄化槽により適正に側溝に放流し、土砂の流出については土止めを行うため、周囲に影響を及ぼすことはないと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 67 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 67 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 68 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 25 号について、塩田推進委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 25 号について説明いたします。

1 月 10 日に安藤農業委員、吉田農業委員で申請地を確認し、譲受人・譲渡人に聞き取り調査を行いました。申請地は 10 年前から休耕しており、今後も耕作する予定が無いことから、太陽光発電施設として土地の地上権設定の契約を結んだとのことであります。

申請地は、令和 2 年 8 月の総会において許可された箇所のすぐ北側に位置するところであります。8 月総会で許可された箇所の工期は令和 2 年 12 月 25 日完了する予定でしたが、現在は未着工であり、今回の申請地と併せて工事を行うとのことであります。

敷地の除草については農薬を使用せず、太陽光発電事業終了後は、速やかに原状回復を行うことであります。付近に農地はなく、影響はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 26 号について、村上推進委員よろしくお願いいたします。

村上推進委員 受理番号第 26 号について説明いたします。

1 月 14 日、秋山委員、鈴木委員と 3 人で調査しました。譲渡人と譲受人は親子、孫の関係にあります。譲受人は同居するため、住居の増

築を計画し、測量したところ、建物の一部が農地に越境していることが判明し、本申請が出されたところであります。

申請地は、農地の集団性を阻害するものではなく、土砂も土止めを行うことから、付近に与える影響は無いと思われまます。委員の皆様の
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 68 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 68 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 51 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 6 件です。

○報告第 52 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 5 件です。

○報告第 53 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 2 件です。

○報告第 54 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 11 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

高橋農業委員 太陽光発電施設の農地転用許可の件で、全体的に工事の進捗が

遅れている印象を受けるが、状況はどの様になっているのか。

事務局 太陽光発電施設工事につきましては、全体的に進捗が遅れており、主な原因としては、コロナの影響により海外からの資材が搬入されてこないためです。これについては、業者より、資材搬入の目途がたったので、本年中に工事を行うとの報告があるところです。

議長 工事期間を過ぎてしまう場合は、許可の取消・再申請となるのか。

事務局 工事期間を過ぎてしまっても、直ちに許可取消となるものではなく、継続して工事進捗を調査してまいります。

なお、来月には、工事完了届が出ていないところには督促通知を送付する予定です。

事務局長 太陽光発電施設の工事進捗状況については、随時、確認、調査してまいります。

議長 事務局からは何かございませんか。

・次回の総会は2月18日（木）午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催する。

議長 他になければ、これにて令和3年第1回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。